

# 山梨県自動車運転代行業支援事業運営業務委託に係る一般競争入札公告

山梨県県民生活部交通政策課が発注する「山梨県自動車運転代行業支援事業運営業務委託」に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和3年10月14日

山梨県知事 長崎 幸太郎

## 1 一般競争入札に付する事項

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| (1) 業務名及び数量 | 山梨県自動車運転代行業支援事業<br>運営業務委託 一式 |
| (2) 仕様等     | 入札説明書で定める内容等であること            |
| (3) 履行期間    | 契約締結日から令和4年3月10日まで           |

## 2 一般競争入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であり、かつ、登録業種（役務の提供）の「イベント企画」が登録されている者であること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

（郵便番号）400-8501

（所在地）山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

（機関名）山梨県出納局管理課調度担当

（電話番号）055（223）1395

## 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号 400-8501  
山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県県民生活部交通政策課交通安全担当（北別館 5 階）

電話 0 5 5 - 2 2 3 - 1 3 5 3

メールアドレス kotsu-seisaku@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和 3 年 1 0 月 1 9 日（火）までの、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第 6 号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、3 の（1）の場所において交付する。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、必ず電話をした上で、令和 3 年 1 0 月 1 9 日（火）午後 1 時までに電子メールにて 3（1）に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先（電話番号及びファックス番号）及び担当者名を送信すること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいアドレスから送信すること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和 3 年 1 0 月 2 0 日（水）までの、県の休日を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、3 の（1）の場所に提出する。

※郵送の場合は、書留郵便にて、令和 3 年 1 0 月 2 0 日（水）正午までに必着。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和 3 年 1 0 月 2 6 日（火）午後 3 時

山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

北別館 4 階 情報政策課 マルチメディアルーム

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、委託料と支援金として交付する資金 8,000 万円（非課税）の合計額をもって落札価格とする。

なお、委託料については、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、「見積もった契約希望金額」の 110 分の 100 に相当する金額を入札書の委託料欄に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和 3 9 年山梨県規則第 1 1 号、以下「規則」という。）第 1 2 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第 1 2 7 条第 1 項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他入札に関する事項は入札心得（別途配付）を確認すること。

4 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に、2 に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2又は第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 概算払の有無 有
- (5) 違約金の有無 有
- (6) 詳細は入札説明書による